

筑前海区漁業調整委員会指示第 213 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定に基づき、福岡湾（博多湾）内におけるアサリの乱獲を防止し、アサリ資源の保護を図るため、次のとおり指示する。

ただし、試験研究機関等が試験研究等のためにアサリを採捕する場合は、この限りではない。

令和 7 年 2 月 7 日

筑前海区漁業調整委員会会長 富重 信一

1 指示の適用海域

福岡市東区西戸崎東端と福岡市西区小戸妙見岬を結んだ直線と陸岸によって囲まれた福岡湾東部海域。ただし、筑前海区漁業調整委員会指示第 212 号の指示の適用海域を除く。

2 じょれんの制限

アサリを採捕するじょれんは、間口 35 センチメートル以上のものを使用してはならない。

3 指示の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで